

3 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

3月1日に三代目俠道会（広島県）及び太州会（福岡県）、5月17日に七代目酒梅組（大阪府）、6月24日に極東桜井總家連合会（静岡県）、7月15日に極東会（東京都）、7月29日に東組（大阪府）が、それぞれの都府県公安委員会により指定暴力団として4度目の指定を受けた。また、6月24日に中野会（大阪府）が府公安委員会により指定暴力団として2度目の指定を受けた。

12月31日現在、24の団体が指定暴力団として指定されている（図表2-18）。

図表2-18 指定暴力団の指定の状況

平成14年12月31日現在

群	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	暴力団員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代 紋
1	五代目山口組	兵庫県神戸市灘区 篠原本町4-3-1	渡邊 芳則	1都1道2府4県	約1万7,900人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
2	稲 川 会	東京都港区 六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道21県	約5,100人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
3	住 吉 会	東京都港区 赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府17県	約6,300人	平成4年6月23日	平成16年(4回)	
4	四代目工藤会	福岡県北九州市 小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3 県	約 530人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市 首里石横町4-301-6	翁長 良宏	県 内	約 270人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市 辻2-6-19	富永 清	県 内	約 410人	平成4年6月26日	平成16年(4回)	
7	五代目 会津小鉄会	京都府京都市下京区 東高瀬川筋上ノ口上 る岩滝町176-1	園越 利次	1道1府1県	約 930人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
8	四代目共政会	広島県広島市南区 仁保新町2-6-5	沖本 勲	県 内	約 280人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
9	六代目合田一家	山口県下関市 竹崎町3-14-12	温井 完治	3 県	約 160人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市 甲突町9-1	平岡 喜榮	県 内	約 120人	平成4年7月27日	平成16年(4回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市 笠岡615-11	串田 芳明	2 県	約 130人	平成4年12月14日	平成16年(4回)	
12	道 仁 会	福岡県久留米市 通東町6-9	松尾誠次郎	4 県	約 740人	平成4年12月14日	平成16年(4回)	
13	親 和 会	香川県高松市 塩上町2-14-4	細谷 國彦	県 内	約 70人	平成4年12月16日	平成16年(4回)	
14	双 愛 会	千葉県市原市 辰巳台西5-9-9	申 明 雨	2 県	約 400人	平成4年12月24日	平成16年(4回)	
15	三代目狭道会	広島県尾道市 新高山3-1170-221	渡邊 望	6 県	約 190人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
16	太 州 会	福岡県田川市 大字弓削田1314-1	日高 博	県 内	約 140人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区 東心斎橋2-6-23	金 在鶴	2府2県	約 210人	平成5年5月26日	平成17年(4回)	
18	極東桜井 總家連合会	静岡県沼津市 原字東沖1767-1	芹澤 保行	6 県	約 330人	平成5年7月8日	平成17年(4回)	
19	極 東 会	東京都豊島区 西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,500人	平成5年7月21日	平成17年(4回)	
20	東 組	大阪府大阪市西成区 山王1-11-8	岸田 清	府 内	約 170人	平成5年8月4日	平成17年(4回)	
21	松 葉 会	東京都台東区 西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,500人	平成6年2月10日	平成15年(3回)	
22	國 粹 会	東京都台東区 千束4-3-1	工藤 和義	1 都 7 県	約 520人	平成6年5月13日	平成15年(3回)	
23	中 野 会	大阪府大阪市 天王寺区生玉町12-4	中野 太郎	1都2府6県	約 140人	平成11年7月1日	平成17年(2回)	
24	二代目福博会	福岡県福岡市博多区 千代5-18-15	和田万亀男	4 県	約 340人	平成12年2月10日	平成15年(1回)	

- 注：1 本表に計上した数値は、最新の指定の基準日における勢力範囲、暴力団員数を示している。
2 石川一家(平成5年2月18日警察本部指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日警察本部指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
4 三代目山野会(平成10年12月21日警察本部指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
5 平成14年末における全暴力団構成員(43,600人)に占める指定暴力団員(40,000人)の比率は91.7%である。

(2) 指定をめぐる争訟の状況

指定暴力団の指定に関する訴訟は、四代目会津小鉄（現在の名称：五代目会津小鉄会）の元代表者が、平成7年に指定処分を受けたことで結社の自由を制限された上、仁侠団体としての名誉と信用を侵害されて精神的苦痛を受けたとして、国及び京都府を被告として損害賠償請求訴訟を提起したが、一審、二審とも元代表者の請求を棄却し、同人はこれを不服として最高裁判所に上告している。

なお、上記元代表者は、4年の指定についても同趣旨の訴訟を提起したが、平成12年9月22日、最高裁判所は同人の上告を棄却し、判決が確定している。

(3) 中止命令の発出状況

平成14年の中止命令の発出件数は2,599件で、暴力団対策法施行（平成4年3月1日）後、1年間の発出件数としては過去最高を記録している。なお、中止命令の累計は1万7,619件に上っている（図表2-19）。

平成14年の中止命令の形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,495件と全体の57.5%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが593件と全体の22.8%を占めている。暴力的要求行為のうち、みかじめ料、用心棒料等の要求行為に対するものは600件と全体の23.1%を占めている。

平成14年の中止命令を団体別に見ると、山口組に対するものが1,174件と最も多く、全体の45.2%を占め、次いで稲川会399件、住吉会348件の順になっている（図表2-20）。

【事例】山口組傘下組織組員による脱退妨害行為に対する中止命令（北海道）

山口組傘下組織組員（29）らは、同組組員が山口組から脱退しようとしたところ、6月、北海道内において、「お前本当にやめるのか。やめるんだったら指落とすか金積むしかないぞ。そんなに甘くないぞ。」等と告げて、脱退を妨害した（9月24日中止命令）。

(4) 再発防止命令の発出状況

平成14年の再発防止命令の発出件数は141件で、中止命令同様、年間の発出件数としては過去最高を記録している。なお、再発防止命令の累計は615件に上っている（図表2-19）。

平成14年の再発防止命令の形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが96件と全体の68.1%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが37件と全体の26.2%を占めている。暴力的要求行為のうち、みかじめ料、用心棒料等の要求行為に対するものは77件と全体の54.6%を占めている（図表2-20）。

平成14年の再発防止命令を団体別に見ると、山口組に対するものが61件と最も多く、全体の43.3%を占め、次いで稲川会35件、住吉会22件の順になっている。

【事例1】中野会傘下組織幹部による不当贈与要求行為に対する再発防止命令（京都）

中野会傘下組織幹部（33）は、平成13年12月、複数の者に対し、同組の威力を示して出所祝い金名目で金銭を要求し、更に反復して、同様の要求をするおそれがあると認められたため、京都府公安委員会は、1年間、人に対し出所祝い金等の名目で金銭を要求してはならない旨を命じた（2月1日再発防止命令）。

【事例2】山口組直系組長らによる不当下請要求行為に係る準暴力的要求行為の要求に対する再発防止命令（大阪）

山口組直系組長(64)らは、2月、警備会社社長に対し、同組の威力を示して建設工事を行う者に工事に係る警備業務の提供を受け入れるよう要求することを要求し、更に反復して、同様の要求をするおそれがあると認められたため、大阪府公安委員会は、1年間、同警備会社社長らに対し同様の要求をしてはならない旨を命じた（10月23日再発防止命令）。

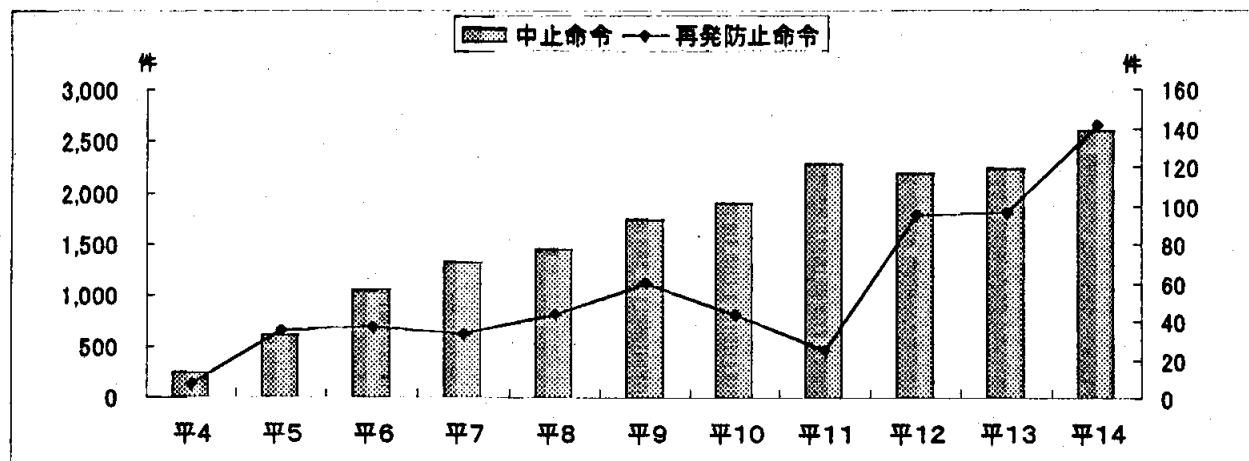
(5) 命令違反事件の検挙状況

平成14年の命令違反事件の検挙件数は11件（うち中止命令違反事件2件、再発防止命令違反事件9件）で、暴力団対策法施行後の命令違反事件の累計検挙件数は53件（うち中止命令違反事件7件、再発防止命令違反事件45件、中止命令及び再発防止命令違反事件1件）である（図表2-19）。

【事例】國粋会傘下組織幹部らによる暴力的要求行為に係る再発防止命令違反事件（山梨）

國粋会傘下組織幹部（37）らは、1月、山梨県公安委員会から1年間、みかじめ料や物品購入を要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたにもかかわらず、7月、山梨県内のタクシー業者に対し、名刺の購入要求をしたこと等から、前記再発防止命令に違反した（9月24日検挙）。

図表2-19 中止命令及び再発防止命令の発出等の件数の推移



年次	平 4	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14
中止命令	241件	610	1,057	1,321	1,456	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599
再発防止命令	7	35	37	33	43	60	43	25	95	96	141
命令違反事件	0	0	1	0	6	9	8	7	4	7	11

図表 2-20 中止命令等適用状況

区 分			中 止 命 令	再発防止命令	
形 態 別	9 条	人の弱みに付け込む金品等要求行為	5件		
		不当贈与要求行為	618	15	
		不当下請等要求行為	32	2	
		みかじめ料等要求行為	193	20	
		用心棒料等要求行為	407	57	
		高利債権取立行為	29	1	
		不当債権取立行為	33		
		不当債務免除要求行為	90		
		不当貸付等要求行為	28		
		不当地上げ行為	1		
		競売等妨害行為	1		
		不当示談介入行為	4		
		因縁を付けての金品等要求行為	54	1	
		10条2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	496	—
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	3	
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	3	
	12条の5	準暴力的要求行為の禁止	1	1	
	16条	少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害	49	2	
		威迫による加入強要・勧誘及び脱退妨害	489	35	
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	55		
	20条	指詰め等の強要等	9		
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	5	1	
団 体 別	五 代 目 山 口 組		1,174	61	
	稲 川 会		399	35	
	住 吉 会		348	22	
	四 代 目 工 藤 會		6	1	
	三 代 目 旭 琉 会		13		
	沖 縄 旭 琉 会		11		
	五 代 目 会 津 小 鉄 会		21	3	
	四 代 目 共 政 会		11	1	
	六 代 目 合 田 一 家		10		
	四 代 目 小 桜 一 家		10		
	三 代 目 浅 野 組		4		
	道 仁 会		70	2	
	親 和 会		5		
	双 愛 会		25	3	
	三 代 目 俠 道 会		1	2	
	太 州 会		7		
	七 代 目 酒 梅 組		2		
	極 東 桜 井 總 家 連 合 会		9	4	
	極 東 会		56		
	東 組		15		
	松 葉 会		70	3	
	國 粹 会		33	2	
	中 野 会		2	1	
	二 代 目 福 博 会		15		
	一 般 人		282	1	
	合 計			2,599	141